

件名	愛媛県手数料条例の一部を改正する条例
主管課	財政課（循環型社会推進課、長寿介護課）
根拠法令等	介護保険法(平成9年法律第123号) 廃棄物処理法の一部を改正する法律(平成22年5月19日公布、平成23年4月1日施行)

【改正の概要】

1 保健福祉関係事務手数料

国が平成24年度からの介護サービス情報公表制度の見直しを公表したことを受け、平成23年度は新制度への円滑な移行を図るため、手数料を徴収しない経過運用を行うこととし、当該事務の手数料を廃止する。

2 その他の手数料

廃棄物の処理及び清掃に関する法律が改正されたことに伴う改正

一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理施設における熱回収施設設置者の認定申請及び認定更新申請の事務に係る手数料を追加

熱回収一般廃棄物処理施設設置者認定申請手数料	33,000円
熱回収一般廃棄物処理施設設置者認定更新申請手数料	20,000円
熱回収産業廃棄物処理施設設置者認定申請手数料	33,000円
熱回収産業廃棄物処理施設設置者認定更新申請手数料	20,000円

その他法改正による規定整備

施行日	平成23年4月1日
-----	-----------

【その他参考事項】

介護保険法に係る介護サービス情報の公表制度の見直しの概要

現行制度では、県指定の調査・公表機関が、事業者から県条例で定めた手数料を徴収し、介護サービス事業者に対する訪問調査を実施後、その情報を公表してきた。

23年度からは、毎年実施していた事業者への訪問調査を中止し、調査・公表手数料を徴収しない運用を行う。

廃棄物処理法の改正に係る廃棄物熱回収施設設置者認定制度の創設について

持続可能な社会の構築に当たっては、廃棄物の再生利用等、その循環的な利用を促進することが重要であるが、再生利用等が適当でない廃棄物については、単純に処分するのではなく、焼却処理される際に発電等の熱回収（焼却の用に供することができる廃棄物を、熱を得ることに利用することをいう。）を行い、エネルギーを徹底的に回収することが求められる。これを踏まえ、より一層の熱回収を促進することにより、循環型社会と低炭素社会を統合的に実現することを目的として、一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設であって熱回収の機能を有するものを設置している者は、一定の基準に適合していることについて都道府県知事の認定を受けることができる制度が創設された。